

公告

平成 30 年 10 月 1 日

豊橋市長 佐原 光一

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

- (1) 業務名
ごみ処理施設整備・運営に係る事業者選定支援業務
- (2) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から平成 33 年 3 月 26 日まで
- (4) 業務場所
豊橋田原ブロック構成市区域内（豊橋市、田原市）
- (5) 契約上限金額
金 44,506,800 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

- (1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。
 - ア 平成 30・31 年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品・委託業務等）のうち、（大分類 03）役務の提供（中分類 07）調査委託（小分類 03）環境調査へ業者登録していること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
 - ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
 - エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
 - オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (2) 応募者は、過去 10 年間（平成 20 年 4 月 1 日以降）において、元請けとして同種業務（※ 1）の実績を有すること。
- (3) 管理技術者及び照査技術者は、（2）と同様の実績を有する者であり、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条で定める衛生工学部門（廃棄物管理）の資格を有する技術者を自社において選任できること。衛生工学部門（廃棄物処理）及び衛生工学部門（廃棄物管理計画）についても資格を有するものとみなす。
- (4) 専門的な意見を求める等業務補助者（以下「協力事務所等」という。）を置く場合には、当該協力事務所等が「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止期間中ではないこと。
- (5) 協力事務所等となった者は、本プロポーザルにおいて参加資格を有しない。また、提案者はその他の提案者の協力事務所等となってはならない。

※ 1 「同種業務」は、平成 20 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した業務の内、下表のとおり。

同種業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 10 年間（平成 20 年 4 月 1 日以降）に地方自治体が発注した一般廃棄物（ごみ）処理施設を対象とする事業者選定支援（アドバイザー）業務の完了実績を有すること。 ※設計と施工及び運営（維持管理）を一括で整備する事業に係る事業者選定支援業務を同種業務とし、事業者の選定・審査の委員としての実績及び長期包括的運営委託（運転・維持管理のみ）の発注支援業務の実績は含まない。
------	--

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒441-3125

愛知県豊橋市豊栄町字西 530 番地

豊橋市環境部施設建設室（豊橋市資源化センターリサイクルプラザ 2 階）

電 話：0532-38-0777

ファックス：0532-46-7942

電子メールアドレス：shisetsukensetsu@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市環境部施設建設室ホームページ：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/37073.htm>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

平成 30 年 10 月 16 日（火）午後 5 時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

1 部

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から17時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

平成30年11月12日（月）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

※ 副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

4 評価の方法及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「ごみ処理施設整備・運営に係る事業者選定支援業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 第一次審査（書面審査）

なお、提案者が多数の場合には、第2次審査対象者を5者程度に絞り込むものとする。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 平成30年11月28日（水）【予定】

時間、場所及び留意事項等については平成30年11月7日（水）までに別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア. 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ. 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ. 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ. 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他詳細は、「ごみ処理施設整備・運営に係る事業者選定支援業務プロポーザル実施要領」による。